

【事案 I – 1】契約無効・掛金返還請求

- ・2022年10月4日 裁定打切り

＜事案の概要＞

申立人は、1994年12月および2008年12月付生命共済契約の成立を示す契約申込書はいずれも申立人の意思によるものではなく偽造されたものであるため、契約の不成立または無効であるとして、申立人が契約者の地位にないことの確認と掛金の返還を求め、裁定の申立てをしたもの。

＜申立人の主張＞

1. 申立ての趣旨

- (1) 申立人が、申立人を共済契約者とし被申立人を共済者として成立したとされる1994年12月および2008年12月付生命共済契約における共済契約者の地位にないことを確認する。
- (2) 被申立人は、申立人に対し、312万8,301円に掛金払込日を起算日とし支払済までの期間の遅延損害金を付した金員を支払え。

2. 申立ての理由

(1) 申込書は偽造されたものであること

当初契約時の共済契約者欄の申立人氏名の漢字に申立人本人の記載であれば考えられない誤字がある。また当初の契約申込書ならびに転換契約書とともに、すべての欄において申立人氏名の筆跡が異なり、申立人の意思によらずに作成された偽造文書である。

(2) 被共済者の同意がない契約であること

当初の契約時、被共済者は未成年であったが、法定代理人欄記載の筆跡も申立人の筆跡と異なることから被共済者の同意も不存在である。

(3) 経緯

2021年11月、申立人は自らが締結した覚えのない契約が存在することを知ったため、契約の経緯などを被申立人に確認を行っていたが、契約の存在に伴う経費的負担を最小限に抑えるため、仮に契約が存在するとしても、過剰と考えられる特約部分の解約を行った。この行為は申込書が偽造された経緯等の事実関係を認識して行った行為ではないことから、法的に追認とされる余地はない。

(4) 結論

本件契約は不存在であることに基づき、申立人が共済契約者の地位にないことを確認するとともに、支払済の共済掛金の返還を求める。

＜共済団体の主張＞

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 申立人本人により契約が締結されたこと（第三者による偽造ではない）

本件契約は、申立人の子について保障を受けかつ満期共済金を受領するという利益を受けるものである。そして本件契約の共済掛金は申立人の実父の口座から引き落とされているから、前記利益は申立人に専属的・一方的に帰属するものである。

また、本件契約については、共済証書が申立人に郵送され、その後も保障内容の確認等の趣旨で保障内容が明記された通知が毎年申立人に郵送されている。

(2) 本件契約が申立人本人により締結されていないとしても申立人の代理人により契約されたものであること

本件契約申込書の署名が、仮に申立人本人のものではないとしても、申立人が本件契約の締結および契約申込書の作成（署名・押印）についてある者に代理権を授与し代理人と選任したのであれば、それは代理人が代理権の範囲で行ったものであるから、本件契約の効果は申立人に帰属する。

本件契約の共済掛金が実父の口座から引き落とされているため 掛金負担者である実父への代理権授与は不自然ではなく、申立人は本件契約を追認した行動を取つており、これは、実父を代理人として選任し、本件契約の効力が申立人自身に帰属することを了承していたにほかならない。

(3) 仮に本件契約が申立人の代理人により締結されたものではないとしても、その後申立人により本件契約はいずれも追認されていること

本件契約にあたっては、告知・診察に伴い告知書と診査書が一体となった書類が作成されているが、診査書には医師の署名・押印があるところ、仮に申立人以外の者が立ち会っていたのであれば、被共済者の健康状態を報告したものが異なることになるから、医師の署名・押印があることということは、申立人が被共済者の診査に立ち会っていることになる。そうすると、申立人は本件契約の存在を前提とする行動を取っていることになる。

また、申立人は2021年11月に特約部分のみを解約している。この行為は、本件契約の存在を前提とした行動であり、本件契約の効果を申立人自身に帰属させることを容認する意思があつたことにはかならない。

＜裁定の概要＞

審議会において、本件契約の有効性を争点として、提出された陳述書等に基づき審議を進めてきたところ、審議中途に裁定手続規則（以下「規則」という。）第13条第2項第三号に該当する行為が発覚したため、規則第16条第十四号に該当し、裁定を行うに適当でない事情が認められると判断し、規則第28条第二号又は第三号に基づき、裁定打切りとした。